

## 島根県環境影響評価条例新旧対照表(第1条関係)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県環境影響評価条例</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 50%;"> <p>平成11年10月1日 島根県条例第34号</p> </div> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(方法書等の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条及び第7条の2第4項において「要約書」という。)を送付しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(方法書説明会の開催等)</p> <p><u>第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</u></p> <p><u>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に届け出なければならない。</u></p>	<p>目次 〔略〕</p> <p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(方法書 の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書_____を送付しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、_____前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し_____なければならない。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>

3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。  
この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に報告しなければならない。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 [略]

第9条～第13条 [略]

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条                    において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 [略]

第9条～第13条 [略]

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第16条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全

の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準備書説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と、同条第3項及び第4項中「前項」とあるのは「第16条第2項において準用する前項」と、同項中「前条」とあるのは「第16条第2項において準用する前条」と、「要約書」とあるのは「第14条に規定する要約書」と、同条第5項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。

3～5 [削除]

の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、\_\_\_\_\_関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し\_\_\_\_\_なければならない。

(\_\_\_\_\_説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「\_\_\_\_\_説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に\_\_\_\_\_説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、説明会を開催する旨その他規則で定める事項を説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 事業者は、説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

第17条～第21条 〔略〕

(評価書の公告及び縦覧)

第22条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

第23条～第31条 〔略〕

(環境の保全のための措置の実施状況の報告等)

第32条 事業者は、規則で定めるところにより、評価書に記載した第13条第1項第6号イに掲げる措置の実施の状況を知事及び関係市町村長に報告するとともに、その内容を公表しなければならぬ。

2 事業者は、評価書に第13条第1項第6号ウに掲げる措置を記載した場合は、規則で定めるところにより、同号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたものを知事及び関係市町村長に報告するとともに、その内容を公表しなければならぬ。

第33条～第35条の3 〔略〕

(事業者の協力)

第36条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第35条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 〔略〕

第37条～第43条 〔略〕

(法対象事業等についての意見)

第44条 知事は、法第3条の7第1項、第10条第1項又は第20条第1項の意見を述べようとするときは、技術審査会の意見を聴くものとする。

第17条～第21条 〔略〕

(評価書の公告及び縦覧)

第22条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、\_\_\_\_\_関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し  
なければならぬ。

第23条～第31条 〔略〕

(環境の保全のための措置の実施状況の報告等)

第32条 事業者は、規則で定めるところにより、評価書に記載した第13条第1項第6号イに掲げる措置の実施の状況を知事及び関係市町村長に報告し  
なければならぬ。

2 事業者は、評価書に第13条第1項第6号ウに掲げる措置を記載した場合は、規則で定めるところにより、  
\_\_\_\_\_当該措置の結果を  
知事及び関係市町村長に報告し  
なければならぬ。

第33条～第35条の3 〔略〕

(事業者の協力)

第36条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第35条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、\_\_\_\_\_説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 〔略〕

第37条～第43条 〔略〕

(法の対象事業についての意見)

第44条 知事は、法\_\_\_\_\_第10条第1項又は第20条第1項の意見を述べようとするときは、技術審査会の意見を聴くものとする。

(法の手続との調整)

第45条 〔略〕

(1) 法第7条及び第7条の2の手続を経た環境影響評価方法書 第7条及び第7条の2の手続を経た方法書

(2)～(9) 〔略〕

第46条～第51条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表 〔略〕

(法の手続との調整)

第45条 法対象事業であったものが事業規模の縮小により法対象事業に該当しないこととなった場合に、当該縮小後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 法第7条\_\_\_\_\_の手続を経た環境影響評価方法書 第7条\_\_\_\_\_の手続を経た方法書

(2)～(9) 〔略〕

第46条～第51条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表 〔略〕

## 島根県環境影響評価条例新旧対照表(第2条関係)

改正後	改正前
<p>島根県環境影響評価条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     平成11年10月1日 島根県条例第34号                 </div> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 <u>配慮書(第4条の2—第4条の7)</u></p> <p>第4章 <u>方法書(第5条—第10条)</u></p> <p>第5章 <u>環境影響評価の実施等(第11条・第12条)</u></p> <p>第6章 <u>準備書(第13条—第19条)</u></p> <p>第7章 <u>評価書(第20条—第22条)</u></p> <p>第8章 <u>対象事業の内容の修正等(第23条・第24条)</u></p> <p>第9章 <u>評価書の公告及び縦覧後の手続(第25条—第34条)</u></p> <p>第10章 <u>都市計画に定められる対象事業に関する特例(第35条—第36条)</u></p> <p>第11章 <u>島根県環境影響評価技術審査会(第37条—第42条)</u></p> <p>第12章 <u>環境影響評価法との関係(第43条—第45条)</u></p> <p>第13章 <u>雑則(第46条—第51条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 <u>準備書の作成前の手続</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 <u>方法書の作成等(第5条—第10条)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 <u>環境影響評価の実施等(第11条・第12条)</u></p> <p>第4章 <u>準備書(第13条—第19条)</u></p> <p>第5章 <u>評価書(第20条—第22条)</u></p> <p>第6章 <u>対象事業の内容の修正等(第23条・第24条)</u></p> <p>第7章 <u>評価書の公告及び縦覧後の手続(第25条—第34条)</u></p> <p>第8章 <u>都市計画に定められる対象事業に関する特例(第35条—第36条)</u></p> <p>第9章 <u>島根県環境影響評価技術審査会(第37条—第42条)</u></p> <p>第10章 <u>環境影響評価法との関係(第43条—第45条)</u></p> <p>第11章 <u>雑則(第46条—第51条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。</p>

2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する1の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業（以下「法第二種事業」という。）であって法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。）をいう。

3 〔略〕

第3条 〔略〕

（技術指針）

第4条 知事は、島根県環境基本条例（平成9年島根県条例第29号）第9条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。）に係る環境影響評価が適切に行われるために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2～4 〔略〕

### 第3章 配慮書

（計画段階配慮事項についての検討）

第4条の2 対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この章において同じ。）を実施しようとする者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則

2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する1の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業\_\_\_\_\_であって法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。）をいう。

3 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者）をいう。

第3条 〔略〕

（技術指針）

第4条 知事は、島根県環境基本条例（平成9年島根県条例第29号）第9条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業\_\_\_\_\_に係る環境影響評価が適切に行われるために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2～4 〔略〕

### 第3章 準備書の作成前の手続

〔新設〕

で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域（次条第1項第3号及び第47条において「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成等）

第4条の3 対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

[新設]

(1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の目的及び内容

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

(5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業を実施しようとする者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

[新設]

（配慮書についての意見の聴取）

第4条の5 対象事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

[新設]

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の意見を求めた場合は、規則で定めるところにより、知事及び前



条に規定する市町村長に対し、意見の概要（同項に規定する意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

（配慮書についての知事等の意見）

第4条の6 知事は、第4条の4の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

〔新設〕

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第4条の4に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条第2項の書類の送付を受けたときは、当該書類に記載された意見に配慮するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するものとする。

（対象事業の廃止等）

第4条の7 対象事業を実施しようとする者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第4条の4に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

〔新設〕

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業について法第4条第3項第1号の措置がとられたとき。

(4) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続

は新たに対象事業を実施しようとする者となった者が  
行ったものとみなし、当該引継ぎ前の対象事業を実施  
しようとする者について行われた計画段階配慮事項に  
ついての検討その他の手続は新たに対象事業を実施し  
ようとする者となった者について行われたものとみな  
す。

#### 第4章 方法書

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、  
第4条の6第1項の意見が述べられたときはこれを勘  
案して、第4条の2の事業が実施されるべき区域その  
他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境  
影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るもの  
に限る。）について、技術指針で定めるところにより、  
次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書  
（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項

(5) 第4条の6第1項の知事の意見

(6) 前号の意見についての事業者の見解

(7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、  
予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない  
場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項  
目）

(8) その他規則で定める事項

2 [略]

第6条～第10条 [略]

#### 第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するととも  
に、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第7  
号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるとこ  
ろにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに  
調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

#### 第1節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第5条 事業者は \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、対象事業に係る環境  
影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るもの  
に限る。）について、技術指針で定めるところにより、  
次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書  
（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

(4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、  
予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない  
場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項  
目）

[新設]

2 [略]

第6条～第10条 [略]

#### 第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するととも  
に、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第4  
号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるとこ  
ろにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに  
調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第12条 〔略〕

第6章 準備書

第13条 〔略〕

- (1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項  
(2)～(7) 〔略〕  
(8) その他規則で定める事項

2 〔略〕

第14条～第19条 〔略〕

第7章 評価書

第20条～第22条 〔略〕

第8章 対象事業の内容の修正等

第23条・第24条 〔略〕

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第25条～第34条 〔略〕

第10章 都市計画に定められる対象事業に関する  
特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第35条 対象事業（法第二種事業であつて、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この項において同じ。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（次項において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施

第12条 〔略〕

第4章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項  
(2)～(7) 〔略〕  
〔新設〕

2 〔略〕

第14条～第19条 〔略〕

第5章 評価書

第20条～第22条 〔略〕

第6章 対象事業の内容の修正等

第23条・第24条 〔略〕

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第25条～第34条 〔略〕

第8章 都市計画に定められる対象事業に関する  
特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第35条 〔新設〕

設が同条第5項に規定する都市施設（次項において「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第3章の規定により対象事業を実施しようとする者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第15条第1項の県又は市町村（同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。この場合において、第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第4号及び第2項の規定は、適用しない。

2 対象事業が\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第25条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者

\_\_\_\_\_が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

（都市計画に係る手続との調整）

第35条の2 前条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第15条又は第22条の規定による公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法

\_\_\_\_\_の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第25条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第15条第1項の県又は市町村

（同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

\_\_\_\_\_が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

（都市計画に係る手続との調整）

第35条の2 前条\_\_\_\_\_の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第15条又は第22条の規定による公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、前条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合において、第15条の規定により準備書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、第22条の規定により評価書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する同法第14条第1項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

第35条の3・第36条 〔略〕

#### 第11章 島根県環境影響評価技術審査会

第37条～第42条 〔略〕

#### 第12章 環境影響評価法との関係

（法第二種事業の判定に係る意見の聴取）

第43条 知事は、法第二種事業について法第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、当該届出に係る事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長にその写しを送付し、期間を指定して、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。

（法第二種事業の判定に伴う調整）

第43条の2 法第二種事業であって、法第4条第3項第2号の措置がとられたもの（法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の2から第3条の9までの規定による手続を経た事業に限る。）について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第4条の3第1項の配慮書

(2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。） 第4条の6第1項の書面

2 都市計画決定権者は、前条の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合において、第15条の規定により準備書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、第22条の規定により評価書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する同法第14条第1項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

第35条の3・第36条 〔略〕

#### 第9章 島根県環境影響評価技術審査会

第37条～第42条 〔略〕

#### 第10章 環境影響評価法との関係

（第二種事業の判定に係る意見の聴取）

第43条 知事は、法第2条第3項に規定する第二種事業について法第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、当該届出に係る事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長にその写しを送付し、期間を指定して、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。

〔新設〕

2 第5条第1項の規定は、事業者が前項に規定する事業を実施しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「第4条の6第1項の意見」とあるのは「法第3条の6の意見及び法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。）」と、同項第4号中「第4条の3第1項第4号」とあるのは「法第3条の3第1項第4号」と、同項第5号中「第4条の6第1項の知事の意見」とあるのは「法第3条の6に規定する主務大臣の意見及び法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。）」と読み替えるものとする。

第44条 〔略〕

（法の手続との調整）

第45条 法対象事業（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第二種事業を含む。以下この条において同じ。）であつたものが事業規模の縮小により法対象事業に該当しないこととなつた場合に、当該縮小後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第4条の3第1項の配慮書

(2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。） 第4条の6第1項の書面

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

第44条 〔略〕

（法の手続との調整）

第45条 法対象事業

\_\_\_\_\_であつたものが事業規模の縮小により法対象事業に該当しないこととなつた場合に、当該縮小後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

〔新設〕

〔新設〕

(1) 法第7条及び第7条の2の手続を経た環境影響評価方法書 第7条及び第7条の2の手続を経た方法書

(2) 法第9条の手続を経た同条の書類 第9条の手続を経た同条の書類

(3) 法第10条第1項の書面 第10条第1項の書面

(4) 法第16条及び第17条の手続を経た環境影響評価準備書 第15条及び第16条の手続を経た準備書

(5) 法第19条の手続を経た同条の書類 第18条の手続を経た同条の書類

(6) 法第20条第1項の書面 第19条第1項の書面

(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

第13章 雑則

第46条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書又は評価書を提出したとき。

(3)～(7) 〔略〕

2・3 〔略〕

(隣接する県との協議)

第47条 知事は、事業実施想定区域、対象事業実施区域又は関係地域に本県の区域に属さない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価その他の手続に関して、当該地域の所在する県の知事と協議するものとする。

(市町村との関係)

第48条 〔略〕

2 市町村が対象事業 (法第二種事業であつて、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの(法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。))を含む。以下この項において同じ。) に関し環境の保全の見地から制定した環境影響評価に関する条例の内容が、この条例の趣旨に即し、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定した場合において、当該市町村の区域における対象事業に関するこの条例の規定の適用については、当該市町村の長と知事が協議して定めるものとする。

(7) 法第21条第2項の環境影響評価書 第20条第2項の評価書

(8) 法第26条第2項の手続を経た環境影響評価書 第21条の手続を経た評価書

(9) 法第27条の手続を経た環境影響評価書 第22条の手続を経た評価書

第11章 雑則

(勸告等)

第46条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な手続その他の措置をとるべきことを勸告することができる。

(1) 〔略〕

(2) 虚偽の記載をした\_\_\_\_\_方法書、準備書又は評価書を提出したとき。

(3)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

3 知事は、第1項の規定による勸告を受けた事業者が当該勸告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勸告の内容を公表することができる。

(隣接する県との協議)

第47条 知事は、\_\_\_\_\_対象事業実施区域又は関係地域に本県の区域に属さない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価その他の手続に関して、当該地域の所在する県の知事と協議するものとする。

(市町村との関係)

第48条 〔略〕

2 市町村が対象事業\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ に関し環境の保全の見地から制定した環境影響評価に関する条例の内容が、この条例の趣旨に即し、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定した場合において、当該市町村の区域における対象事業に関するこの条例の規定の適用については、当該市町村の長と知事が協議して定めるものとする。

第49条 〔略〕

(適用除外等)

第50条 〔略〕

2 〔略〕

3 第3章の規定は、県の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として規則で定めるものについては、適用しない。

第51条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表 〔略〕

第49条 〔略〕

(適用除外等)

第50条 この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

2 第2章からこの章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

〔新設〕

第51条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表 〔略〕